

第164回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

大手門パインビル
2階会議室

福岡市中央区大手門一丁目1番12号

目次

■第164回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
■添付書類	
事業報告	16
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染が広がっております。

本株主総会における対応につきましては、本紙2ページをご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、ご来場の株主様へのお土産の配布につきましては、中止とさせていただきます。

何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

(証券コード1518)
2020年5月28日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号
三井松島ホールディングス株式会社
代表取締役社長 天野 常雄

第164回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第164回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本年の株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利となります。ご来場いただく他に、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

敬 具

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 福岡市中央区大手門一丁目1番12号
大手門パインビル 2階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第164期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第164期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して記載すべき書類のうち、事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-matsushima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会の開催に向けた当社の対応を、以下のとおりとさせていただきます。
何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・本株主総会に出席する取締役、執行役員および運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場の座席は、従来よりも間隔を空けた座席配置などを検討しており、例年よりも座席数が減少する見込みです。これに伴い十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ・本株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間でを行う予定であります。
- ・本株主総会では、お土産の配布は中止させていただきます。また、お飲み物のご提供も中止させていただきます。

2. 株主様へのお願い

- ・感染リスクを避けるため、書面またはインターネットによる議決権行使を是非ご利用いただき（詳細は次項のとおりです）、当日までの健康状態にかかわらず、本年は株主総会当日のご出席を見合わせていただくことをご検討ください。
- ・株主総会にご来場される株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく等、株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございません。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.mitsui-matsushima.co.jp/>)に掲載させていただきますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

以上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限りです）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

株主総会開催日時

2020年6月19日（金曜日）午前10時

書面またはインターネットによる議決権行使の場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月18日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

行使期限

2020年6月18日（木曜日）
午後5時30分行使分まで

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください➡

機関投資家の
皆さまへ

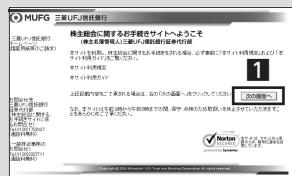
上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる行使方法

2020年6月18日(木曜日)午後5時30分行使分まで

1 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

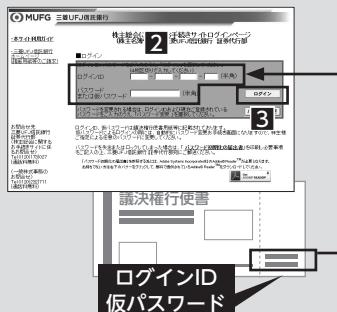


1 「次の画面へ」をクリック



QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、上記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

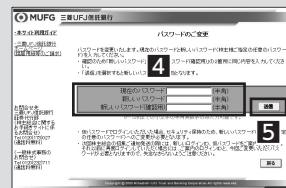
2 ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力（株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。）

3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録



4 「現在のパスワード」入力欄、「新しいパスワード」入力欄および「新しいパスワード(確認用)」入力欄の全てに入力（パスワードはお忘れにならないようにご注意ください。）

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- 2 パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、[下記ヘルプデスク](#)にお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 1 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	取締役会出席率	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況
1	くしま しんいちろう 申 間 新 一 郎 <input type="checkbox"/> 再 任	100% (14回/14回)	代表取締役会長 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社明光商会 取締役
2	よしおか たいし 吉 岡 泰 士 <input type="checkbox"/> 新 任	—	常務執行役員 経営企画部担当 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社明光商会 取締役 花菱縫製株式会社 取締役 三生電子株式会社 取締役 株式会社ケイエムテイ 取締役
3	あまの つねお 天 野 常 雄 <input type="checkbox"/> 再 任	93% (13回/14回)	代表取締役社長 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO 三井松島産業株式会社 代表取締役会長
4	ひがき ひろのり 檜 垣 博 紀 <input type="checkbox"/> 新 任 <input type="checkbox"/> 社 外 <input type="checkbox"/> 独 立	—	株式会社九電工 代表取締役 副社長執行役員 株式会社バイサイドプレイス博多 代表取締役社長

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	くしましんいちろう 申間 新一郎 (1951年6月4日)	1975年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1995年2月 同行国際企画部詰 インドネシアさくら銀行副社長 1999年10月 同行鹿児島支店長 2004年4月 株式会社ベルデ九州取締役管理本部長 2005年6月 当社入社 取締役 常務執行役員 2007年6月 当社取締役 専務執行役員 2008年4月 当社取締役 副社長執行役員 2008年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2014年6月 当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社明光商会 取締役	17,500株
<p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>申間新一郎氏は、当社の代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、経営責任者として、財務体質の改善・強化、M&A等による新規事業参入を積極的に推進し、収益の安定化・多様化に貢献するとともに、当社グループのコーポレートガバナンスの強化を推し進めてまいりました。また、議長として取締役会を統理して各議案に対する審議の充実を図り、適正な意思決定の確保に主導的な役割を果たしております。</p> <p>当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者の 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">よしおか たいし 吉 岡 泰 士 (1969年6月13日)</p>	<p>1992年11月 J.P.モルガン証券会社東京支店（現J.P.モルガン証券株式会社）入社 1995年6月 プルデンシャル生命保険株式会社入社 2001年10月 デロイトトーマツFAS株式会社入社 2007年1月 GCA株式会社入社 2013年7月 当社入社 海外業務部 部長 経営企画部 部長 兼務 2014年7月 当社経営企画部 部長 2017年4月 当社執行役員 経営企画部長 2018年4月 当社常務執行役員 経営企画部長 2019年4月 当社常務執行役員 経営企画部担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社明光商会 取締役 花菱縫製株式会社 取締役 三生電子株式会社 取締役 株式会社ケイエムテイ 取締役</p>	1,300株
<p>（取締役候補者とした理由） 吉岡泰士氏は、長年にわたるM&Aアドバイザー業務の豊富な経験と知見を有しており、2013年7月に当社入社後は、主に経営企画部門においてM&Aを主導し、当社グループの収益の安定化・多様化を推し進めてきた実績を有しております。 同氏の豊富な経験、それに裏打ちされた的確な意思決定力と戦略志向は、中期経営計画の達成を含めた当社グループの利益成長を推進するために必要不可欠であり、同氏が代表取締役社長としてグループ全体を指揮することで当社グループの企業価値向上に大いに貢献することが期待できるため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	あまのつねお 天野常雄 (1958年7月8日)	1981年4月 川鉄商事株式会社（現JFE商事株式会社）入社 2001年4月 同社原料部担当部長 2004年1月 コーニング・インターナショナル株式会社入社 光通信システム営業部長 2008年8月 当社入社 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.出向 2009年6月 当社執行役員 燃料・エネルギー事業部長 2010年6月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 2013年4月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当 海外業務部担当 2014年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO 三井松島産業株式会社 代表取締役会長	13,100株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>天野常雄氏は、長年にわたる石炭営業経験を有し、当社入社後、当社グループのエネルギー事業を牽引し、また2014年6月に代表取締役社長に就任後は、業務執行最高責任者として経営の中枢を担い、当社グループの収益の安定化・多様化を推し進めてきた実績を有しております。</p> <p>当社グループ経営におけるこれらの実績と豊富な経験・高い知見により、今後も取締役会において的確な意思決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	ひがきひろのり 檜垣博紀 (1951年7月7日)	1974年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 1993年7月 同社 総務室長 1995年7月 同社 秘書室長 1999年4月 同社 原料部長 2008年7月 株式会社九電工 入社 2009年4月 同社 執行役員 2010年9月 株式会社バイサイドプレイス博多 代表取締役社長（現任） 2012年5月 株式会社九電工 上席執行役員 2013年4月 同社 常務執行役員 2013年6月 同社 取締役 常務執行役員 2015年4月 同社 取締役 専務執行役員 2017年6月 同社 代表取締役 副社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社九電工 代表取締役 副社長執行役員 株式会社バイサイドプレイス博多 代表取締役社長	0株
<p>（社外取締役候補者とした理由）</p> <p>檜垣博紀氏は、1974年に新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）に入社後、総務室長、秘書室長、原料部長を務めるなど、日本を代表する企業の組織運営を経験されました。2008年に株式会社九電工入社後は、執行役員、取締役として国際事業を中心に業務執行を指揮し、2017年の代表取締役副社長執行役員就任後は、同社の経営全般を担当する等の実績を有しております。</p> <p>同氏のこうした卓越した業務執行・企業経営の経験とそれに基づいた高く広範な見識は、当社取締役に深く多角的な視点をもち、当社の業績向上、企業価値向上に大いに貢献していただけることが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>（独立性に関する事項）</p> <p>檜垣博紀氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員要件を満たしていることから、同氏が就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p>			

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者の選任および報酬については、監査等委員会において審議の結果、相当であると判断されました。
 3. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。檜垣博紀氏が就任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

4. 檜垣博紀氏が取締役を務める株式会社九電工において、2016年に福岡県築上町が発注した、し尿処理施設工事に関連し、2019年3月及び4月に同社社員が起訴され、有罪判決を受けました。同氏は当該事案を認識していませんでしたが、当該事案が判明した後は、調査委員会の委員長として事実関係の調査・関係者に対する処分、コンプライアンス体制の一層の整備・推進、再発防止策の策定を行うなど、取締役として適正にその職務を遂行しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	取締役会出席率	現在の当社における地位、担当 および重要な兼職の状況
		監査等委員会出席率	
1	の も と と し ひ ろ 野 元 敏 博 新任	100% (14回/14回)	取締役 専務執行役員 生活関連事業本部長 港倶楽部オペレーションズ株式会社 取締役
		—	
2	あ ら き た か し げ 荒 木 隆 繁 再任 社外 独立	100% (14回/14回)	社外取締役（常勤監査等委員） 株式会社明光商会 監査役 クリーンサアフェイス技術株式会社 監査役 花菱縫製株式会社 監査役
		100% (14回/14回)	
3	の た べ て つ や 野 田 部 哲 也 再任 社外 独立	100% (14回/14回)	社外取締役（監査等委員） 河野・野田部法律事務所 代表弁護士 福岡県弁護士会常議員
		100% (14回/14回)	

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	のもととしひろ 野元敏博 (1958年3月11日)	1982年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2004年4月 同行川口法人営業部 部長 2006年4月 同行自由が丘法人営業部 部長 2009年4月 同行大森法人営業部 部長 2011年5月 当社出向 経営企画部 部長 2012年5月 当社入社 理事 経営企画部 部長 2013年4月 当社執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 2014年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部長 システム企画室担当 2017年4月 当社取締役 常務執行役員 経理部長 経営企画部担当 2018年4月 当社取締役 専務執行役員 生活関連事業本部長（現任） (重要な兼職の状況) 港倶楽部オペレーションズ株式会社 取締役	5,900株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>野元敏博氏は、2012年の当社入社後は長年にわたる金融機関での職務経験を活かし、主に経理部門・経営企画部門の責任者として、当社の財務体質の改善・強化に貢献するとともに、当社グループの収益の安定化・多様化に寄与した実績を有しております。</p> <p>当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監査・監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
	<p style="text-align: center;">あらかしげ 荒木 隆 繁 (1951年10月13日)</p>	<p>1975年4月 株式会社親和銀行入行 2005年6月 同行代表取締役頭取 株式会社九州親和ホールディングス取締役 2006年6月 同社代表取締役社長 2008年6月 当社監査役(社外) 2008年8月 株式会社F F Gビジネスコンサルティング 代表取締役社長 2012年6月 当社常勤監査役(社外) 2016年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社明光商会 監査役 クリーンサアフェイス技術株式会社 監査役 花菱縫製株式会社 監査役</p>	1,100株
2	<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>荒木隆繁氏は、株式会社親和銀行の代表取締役頭取を務めるなど金融機関における長年の経験および経営者としてトップマネジメントの経験を有しております。同氏は、2008年6月からは当社社外監査役として、2016年6月からは当社社外取締役(常勤監査等委員)として独立・公正の立場から業務執行の監督に尽力いただきました。また当社の経営に対して積極的に助言と提言を行い、近年、当社グループに加わった会社の監査役も兼任する等、当社グループのコーポレートガバナンス向上に多大なる貢献をいただいております。</p> <p>当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監査・監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督ならびにコーポレートガバナンスの強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>(独立性に関する事項)</p> <p>荒木隆繁氏は、2007年10月まで当社の主要取引銀行である株式会社親和銀行の代表取締役頭取でありましたが、同氏はその後同行において何らの役職にも就いておらず、報酬等も受け取っていないため、利害関係は一切なく、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。</p> <p>当社は、荒木隆繁氏を、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p>		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
	のたべ てつや 野田部 哲也 (1958年8月10日)	1991年4月 弁護士登録 1991年4月 河野美秋法律事務所入所 1997年4月 河野・野田部法律事務所開設 2013年6月 当社監査役(社外) 2015年4月 河野・野田部法律事務所 代表弁護士(現任) 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 河野・野田部法律事務所 代表弁護士 福岡県弁護士会常議員	4,500株
3	<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>野田部哲也氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として専門的知識と豊富な実務経験のほか、2013年6月からは当社の監査役として、2016年6月からは当社の監査等委員である取締役として、独立・公正の立場から業務執行の監督に尽力いただきました。また、当社の取締役会にて専門的見地から、積極的に企業法務およびコンプライアンスの多面的な助言と提言を行っております。</p> <p>当社といたしましては、同氏が、当社グループの経営全般について、的確かつ公正に監査・監督できる経験や知見を有しており、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監査・監督ならびにコーポレートガバナンスの強化に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>(独立性に関する事項)</p> <p>当社は、野田部哲也氏を、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒木隆繁氏および野田部哲也氏の監査等委員である当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。なお、両氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。荒木隆繁氏は、過去、当社の子会社である日本ストロー株式会社(株)の監査役に就任しておりました。
3. 荒木隆繁氏は、当社の特定関係事業者である株式会社明光商会、グリーンサアフェイス技術株式会社および花菱縫製株式会社の監査役であります。なお、これらの会社は当社の100%子会社であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、荒木隆繁氏および野田部哲也氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。なお、野元敏博氏が就任、荒木隆繁氏および野田部哲也氏が再任された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 篠原俊氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
しのはら たかし 篠原 俊 (1954年12月7日)	1980年3月 公認会計士登録 1982年1月 公認会計士篠原俊事務所開設 1984年5月 税理士登録 2010年1月 篠原・植田税理士法人 代表社員（現任） 2010年6月 当社取締役（社外） (重要な兼職の状況) 篠原・植田税理士法人 代表社員	0株
(補欠の社外取締役候補者とした理由) 篠原俊氏は、公認会計士・税理士として専門的知識と豊富な実務経験のほか、2010年6月から2016年6月まで当社社外取締役として、当社の経営全般に関与し、その培われた豊富な経験を活かし、取締役会にて専門的見地から、公認会計士および税理士としての豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門的知識を、当社の経営に反映していただきました。こうした実績を踏まえ、培われたこれらの経験、知見、識見を基に、独立して客観的な視座から当社の経営を監督していただけることが期待できることから、引き続き補欠の監査等委員である取締役候補者としての選任をお願いするものであります。 (独立性に関する事項) 篠原俊氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の規定に定める独立役員要件を満たしていることから、同氏が就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 篠原俊氏は過去に当社の社外取締役であったことがあります。
 3. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。篠原俊氏が就任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の業績につきましては、生活関連事業における株式会社明光商会（事務機器分野）の子会社化による増収があったものの、エネルギー事業の石炭販売分野における石炭販売数量の減少および石炭価格の下落などにより、売上高は66,596百万円と前年同期比9,106百万円（12.0%）の減収となりました。

営業利益は、エネルギー事業の石炭生産分野における石炭価格の下落などにより、2,741百万円と前年同期比2,459百万円（47.3%）の減益となりました。

経常利益は、営業外収益に受取利息306百万円を計上したものの、営業外費用に支払利息171百万円およびシンジケートローン手数料111百万円を計上したことなどにより、2,995百万円と前年同期比2,914百万円（49.3%）の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に減損損失392百万円および投資有価証券評価損102百万円を計上したものの、特別利益に關係会社株式売却益599百万円を計上したことなどにより、2,292百万円と前年同期比51百万円（2.3%）の増益となりました。

当連結会計年度における事業別の概況は次のとおりであります。

ただし、次の事業別の概況における売上高は、セグメント間取引消去前の金額であります。

【エネルギー事業】

売上高は、石炭販売分野における石炭販売数量の減少及び石炭価格の下落などにより、41,010百万円と前年同期比15,711百万円（27.7%）の減収となりました。セグメント利益は、石炭生産分野における石炭価格の下落などにより、3,291百万円と前年同期比2,095百万円（38.9%）の減益となりました。

【生活関連事業】

売上高は、株式会社明光商会（事務機器分野）を子会社化したことに伴い、24,215百万円と前年同期比6,611百万円（37.6%）の増収となりました。セグメント利益は、衣料品分野における販売減少及び電子部品分野における受注の減少などにより、802百万円と前年同期比356百万円（30.8%）の減益となりました。

【その他の事業】

売上高は1,310百万円と前年同期比2百万円（0.2%）の減収となり、セグメント利益は58百万円と前年同期比16百万円（22.2%）の減益となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは長年にわたり石炭生産・石炭販売（現在では海外、特に豪州での炭鉱事業が主体）を中心としたエネルギー事業を展開してまいりました。一方で、これらの石炭関連事業は石炭の需要や価格、為替変動により大きく収益が左右されることから、石炭相場や為替変動等の影響を受けにくい事業分野への進出を経営の重要課題と位置付け、積極的なM&A投資を実施し、収益基盤の安定化・多様化に取り組んでまいりました。

特に近年では、世界規模での環境保護意識の高まりを背景に、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが国家・企業・投資家の枠組みを越えて加速するなど、石炭関連事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増しております。加えて、新型コロナウイルス感染拡大は依然として終息の見通しが立っておらず、このまま消費行動が低調に推移するようであれば、国内景気は更に減速傾向を強めることが懸念されます。

このような状況下、当社では中期経営計画の実行によって安定的かつ多面的な収益基盤を確立することを喫緊の課題と考えております。

当企業集団における各事業の課題は、次のとおりであります。

① エネルギー事業

【石炭販売分野】

優良需要家とのネットワークを効率的に活用した営業活動を展開するとともに、顧客ニーズに対応した新規取扱銘柄の開拓、仕入ソースの拡大に努めてまいります。

【石炭生産分野】

当面は底堅い石炭需要が見込めることから、良質な石炭を産する豪州リデル炭鉱における安定操業を通じた収益性向上に努めてまいります。また、採掘期間延長に向けた鉱区拡張方針についても共同出資者と大筋で合意に至り、今後は拡張に向けた具体的な手続きを進めてまいります。

また、インドネシアGDM炭鉱の試験採掘をスケジュール通りに実行し、商業生産の可能性について慎重に検討を進めてまいります。

【再生可能エネルギー分野】

近年、世界規模で地球温暖化などの環境問題に配慮したエネルギーの活用が進められており、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーは国のエネルギー政策において重要な位置を占めるようになってきました。

MMエナジー株式会社は現在稼働中の「メガソーラーつやざき発電所（6MW）」の効率的かつ安定的な運営を図り、今後とも環境貢献と収益確保の両立に努めてまいります。

② 生活関連事業

【事務機器分野】

株式会社明光商会は1960年に日本で初めてシュレッターの製造販売を開始し、創業以来の実績と独自の技術・ノウハウにより国内オフィス用シュレッター市場で揺るぎない地位を確立しております。現在では主力のシュレッターに留まらず、受付自動案内システムやリサイクル・環境ソリューションのご提案まで「紙」の枠を超えた事業を展開しております。

また、2020年3月にタイの協力工場であるT Secure International Co., Ltd.の14.9%株式を取得し、2022年3月末までに残りの全株式を取得する契約を売主と締結しました。これによりシュレッター販売台数の約8割をグループ内で製造することが可能となり、これまで以上に商品の安定供給力を高めるとともに、製造技術を確実にグループ内で維持・発展させることにより、オフィス用シュレッター市場での更なるシェア拡大を目指します。

足下では新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした在宅勤務推進により、オフィス用事務機器に対する需要の減少が見られております。在宅勤務が危機終息後に新たな働き方として定着する可能性を慎重に見極めながら、需要状況に応じた商品開発や組織体制を構築することが課題と認識しております。

【衣料品分野】

花菱縫製株式会社は1935年の創業で、「オーダースーツ」の先駆者として国内で初めて重衣料（スーツ・コート等）の工業システム化に成功しました。現在は国内5か所に自社縫製工場を構え、商品開発から生産・販売までの全工程を国内で一貫対応しております。

近年、オフィスウェアのカジュアル化が進むなどビジネス向けスーツに対する需要に陰りが見られており、また足下では新型コロナウイルスの感染拡大に伴い来店者の減少が観測されていることから工場や店舗の休業を実施しております。このような逆境において今後も一定の利益水準を確保していくためには、顧客の消費動向に合致した商品開発や生産性の向上、Eコマースの拡大等が課題であると認識しております。

なお、2020年3月に「麻布テーラー」等のブランドを有するメルボグループとオーダースーツ生産・販売事業の統合に関する基本合意書を締結しております。生産・販売両面におけるシナジー効果を見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

【飲食用資材分野】

日本ストロー株式会社は、大手乳業・飲料メーカー等の優良顧客との間で築きあげた安定的な取引基盤をもとに、国内伸縮ストロー市場において圧倒的なシェアを誇っております。

近年、世界的に脱プラスチックの気運が高まる中、環境に配慮した素材を使ったストローの製造・販売を重要な取組課題と位置付け、日本ストローは他社に先駆けてバイオマスプラスチックや生分解性素材、紙などを原料とする各種ストローの開発・量産化を進めてまいりました。今後も取引先の環境対応素材ストローに対する需要増加が見込まれますが、伸縮ス

トロー業界のリーディングカンパニーとして高い技術力を誇る日本ストローにとっては寧ろビジネスチャンスであり、いち早く需要に対応することで先行者利益を確保しつつ、国内市場を中心に更なる顧客基盤の強化・拡大を図ってまいります。

【電子部品分野】

クリーンサアフェイス技術株式会社は、1977年に国内初のマスクブランクス専門メーカーとして創業以来、液晶パネル・有機EL・電子部品等の製造に用いられるフォトマスクの材料であるマスクブランクスの成膜加工を手掛け、国内外の有力フォトマスクメーカーに販売しております。今後は次世代通信規格5Gや人工知能(AI)などの分野で成長が期待されており、マスクブランクスに対する需要は底堅く推移すると見込んでおります。

課題としては、品質改善による歩留まりの向上や最適な生産ラインの構築などを認識しており、これらへの対策を進めることで更なる収益向上を図ってまいります。

【介護分野】

MMライフサポート株式会社は、福岡市において2棟のサービス付き高齢者向け住宅の運営と通所介護等の介護事業を行っております。立地利便性に優れた住宅は高い入居率を維持している一方で、従業員の確保やサービス内容に見合った料金体系の構築などを課題として認識しております。

また所有施設においては、居住者の外部接触を必要最低限度に抑制するなどの新型コロナウイルスの感染防止対策を取っております。今後も利用者の健康増進と更なる満足度向上に繋がるサービスを提供し地域社会への貢献を果たしてまいります。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会づくりに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金および自己資金によって賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は1,768百万円であり、主なものはエネルギー事業の石炭生産分野における重機増強などの645百万円、生活関連事業の飲食用資材分野における生産設備増強などの168百万円およびその他の事業における賃貸用不動産取得などの349百万円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

会社名	株式の種類	取得株式数
株式会社明光商会	普通株式	583株
会社名	株式の種類	処分株式数
株式会社エムアンドエムサービス	普通株式	330株

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況（2020年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
三井松島産業株式会社	100百万円	100.0	石炭の販売
MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.	74.9百万A\$	100.0	石炭関連海外子会社の統括・管理および海外炭鉱への投融資
MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.	116百万A\$	100.0 (100.0)	豪州NSW州リデル炭鉱の共同開発事業
MMI Indonesia Investments PTY LTD.	34万US\$	100.0 (100.0)	PT Gerbang Daya Mandiriの持株会社
MM Nagata Coal Tech株式会社	20百万円	100.0	炭鉱開発・操業技術のコンサルティング、選別機等産業機械設備の設計・製作
MM エナジー株式会社	50百万円	100.0	太陽光等の再生可能エネルギー事業の管理運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.1	10百万円	100.0 (100.0)	メガソーラーつやざきNo.1の発電事業
合同会社津屋崎太陽光発電所No.2	10百万円	100.0 (100.0)	メガソーラーつやざきNo.2の発電事業
合同会社津屋崎太陽光発電所No.3	10百万円	100.0 (100.0)	メガソーラーつやざきNo.3の発電事業
三井松島リソース株式会社	100百万円	100.0	炭鉱技術の研修事業
株式会社明光商会	100百万円	100.0	シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売・保守
花菱縫製株式会社	80百万円	100.0	紳士服・婦人服・ワイシャツの企画・生産・販売および受託生産事業

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
日本ストロー株式会社	310百万円	100.0	ストローの製造販売および包装資材の仕入販売
クリーンサアフェイス技術株式会社	50百万円	100.0	液晶パネル・有機EL・電子部品等を中心とした様々な用途のマスクブランクスの製造・販売
松島港湾運株式会社	20百万円	100.0	揚炭、荷役業務の請負
株式会社大島商事	10百万円	100.0	プロパンガス供給事業
MMライフサポート株式会社	80百万円	100.0	高齢者向け住宅の運営および介護サービス事業
港倶楽部オペレーションズ株式会社	10百万円	100.0	三井港倶楽部の管理運営

- (注) 1. 出資比率の () は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内数で表示しております。
2. MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.およびMMI Indonesia Investments PTY LTD.は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.の完全子会社であります。
3. 当社は、2019年3月28日に株式譲渡契約を締結し、同年4月26日付で株式会社明光商会の株式99.79%を取得いたしました。その後、当社による端株の買取および自己株式消却により出資比率は100%となりました。
4. 港倶楽部オペレーションズ株式会社は2020年3月9日に設立いたしました。
5. 当社は、2020年2月7日に株式譲渡契約を締結し、同年4月1日付で株式会社ケイエムテイの株式93.075%を取得いたしました。
6. 当社は、2020年3月6日に株式譲渡契約を締結し、同年4月1日付で三生電子株式会社の株式100%を取得いたしました。
7. 当社は、2020年3月31日付で株式会社エムアンドエムサービスの全株式を譲渡いたしました。
8. MM Nagata Coal Tech株式会社は、2020年4月1日付の新設分割によりMM Coal Tech株式会社に社名変更いたしました。

③ 関連会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
(持分法適用関連会社) PT Gerbang Daya Mandiri	149.29 億ルピア	20.1 (20.1)	インドネシアにおける石炭の生産・販売

- (注) 出資比率の () は、MMI Indonesia Investments PTY LTD.を通じての出資比率を内数で表示しております。

- ④ 特定完全子会社の状況（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
申間 新一郎	代表取締役会長	MITSUMI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. Director 株式会社明光商会 取締役
天野 常雄	代表取締役社長	MITSUMI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. CEO 三井松島産業株式会社 代表取締役会長
小柳 慎司	取締役 専務執行役員 エネルギー事業本部長	MITSUMI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD. COO MITSUMI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. Director 三井松島産業株式会社 代表取締役社長
野元 敏博	取締役 専務執行役員 生活関連事業本部長	港倶楽部オペレーションズ株式会社 取締役
高田 義雄	取締役 監査等委員 (常勤)	日本ストロー株式会社 監査役
荒木 隆繁	取締役 監査等委員 (常勤)	株式会社明光商会 監査役 花菱縫製株式会社 監査役 クリーンサアフェイス技術株式会社 監査役
野田部 哲也	取締役 監査等委員	河野・野田部法律事務所代表弁護士 福岡県弁護士会常議員

- (注) 1.取締役（監査等委員）荒木隆繁、野田部哲也の両氏は、社外取締役であります。
なお、両氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 2.当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、高田義雄、荒木隆繁の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 3.取締役（監査等委員）高田義雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4.取締役 野元敏博氏は、2019年4月1日付で当社連結子会社である花菱縫製株式会社、日本スト

- ロー株式会社およびグリーンサアフェイス技術株式会社の取締役を辞任いたしました。
- 5.取締役 串間新一郎氏は、2019年4月26日付で当社連結子会社である株式会社明光商会の取締役に就任いたしました。
 - 6.取締役（監査等委員）荒木隆繁氏は、2019年4月26日付で当社連結子会社である株式会社明光商会の監査役に就任いたしました。
 - 7.取締役 野元敏博氏は、2020年3月9日付で当社連結子会社である港倶楽部オペレーションズ株式会社の取締役に就任いたしました。
 - 8.取締役 野元敏博氏は、当社が2020年3月31日付で株式会社エムアンドエムサービスの全株式を譲渡したことに伴い、同社の取締役を辞任いたしました。
 - 9.取締役（監査等委員）高田義雄氏は、当社が2020年3月31日付で株式会社エムアンドエムサービスの全株式を譲渡したことに伴い、同社の監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （ 0名）	186百万円 （—）
取 締 役（監 査 等 委 員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	50百万円 （28百万円）
計	7名	236百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は月額17百万円であります。
（2016年6月24日開催の第160回定時株主総会決議）
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員）の報酬限度額は月額5百万円であります。
（2016年6月24日開催の第160回定時株主総会決議）
3. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額3百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 荒木隆繁氏は、株式会社明光商会、花菱縫製株式会社およびグリーンサアフェイス技術株式会社の監査役を兼務しております。

なお、上記3社は当社の連結子会社であります。

- ・ 野田部哲也氏は、河野・野田部法律事務所を経営する弁護士であり、また、福岡県弁護士会常議員の公職についておりますが、これらと当社との間には資本関係および取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役（監査等委員）	荒 木 隆 繁	当期開催の取締役会14回全て、また、監査等委員会14回全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行っております。
社外取締役（監査等委員）	野田部 哲 也	当期開催の取締役会14回全て、また、監査等委員会14回全てに出席し、法曹界での豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々の発言を行っております。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中期経営計画における配当性向目標（30％）を目安としますが、最終的には総合的な観点から取締役会において決定いたします。

4. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、2020年2月7日に株式譲渡契約を締結し、同年4月1日付で株式会社ケイエムテイの株式93.075%を取得いたしました。また、2020年3月6日に株式譲渡契約を締結し、同年4月1日付で三生電子株式会社の株式100%を取得いたしました。

~~~~~  
(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                |               |
|-----------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>32,881</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>14,071</b> |
| 現金及び預金          | 17,953        | 支払手形及び買掛金              | 3,653         |
| 受取手形及び売掛金       | 8,652         | 短期借入金                  | 5,610         |
| 商品及び製品          | 2,438         | 未払法人税等                 | 635           |
| 仕掛品             | 375           | 賞与引当金                  | 500           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,352         | 災害損失引当金                | 52            |
| その他の他           | 2,123         | 資産除去債務                 | 2             |
| 貸倒引当金           | △13           | その他の他                  | 3,616         |
|                 |               | <b>固 定 負 債</b>         | <b>16,082</b> |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>30,274</b> | 長期借入金                  | 11,467        |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,855</b> | リース債務                  | 1,199         |
| 建物及び構築物         | 3,558         | 繰延税金負債                 | 0             |
| 機械装置及び運搬具       | 3,193         | 再評価に係る繰延税金負債           | 709           |
| 土地              | 7,184         | 役員株式給付引当金              | 14            |
| リース資産           | 1,278         | 退職給付に係る負債              | 305           |
| その他の他           | 640           | 資産除去債務                 | 1,771         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>10,445</b> | その他の他                  | 613           |
| のれん             | 9,593         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>30,154</b> |
| その他の他           | 851           | 純 資 産 の 部              |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,973</b>  | <b>株 主 資 本</b>         | <b>34,152</b> |
| 投資有価証券          | 1,765         | 資 本 金                  | 8,571         |
| 繰延税金資産          | 1,422         | 資 本 剰 余 金              | 6,220         |
| その他の他           | 1,070         | 利 益 剰 余 金              | 19,471        |
| 貸倒引当金           | △285          | 自 己 株 式                | △111          |
|                 |               | その他の包括利益累計額            | △1,151        |
|                 |               | その他有価証券評価差額金           | △29           |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益                | 0             |
|                 |               | 土地再評価差額金               | 1,182         |
|                 |               | 為替換算調整勘定               | △2,305        |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>33,001</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>63,155</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>63,155</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。



# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                 |               |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>6,704</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>2,880</b>  |
| 現金及び預金                 | 6,014         | 短期借入金                   | 550           |
| 前払費用                   | 20            | 1年内返済予定長期借入金            | 1,921         |
| その他の                   | 668           | 未払金                     | 168           |
|                        |               | 未払費用                    | 47            |
|                        |               | 未払法人税等                  | 43            |
|                        |               | 賞与引当金                   | 53            |
|                        |               | 災害損失引当金                 | 52            |
|                        |               | その他の                    | 42            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>31,159</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>11,278</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,938</b>  | 長期借入金                   | 10,383        |
| 建物                     | 1,853         | 再評価に係る繰延税金負債            | 709           |
| 構築物                    | 60            | 役員株式給付引当金               | 14            |
| 工具器具備品                 | 80            | 退職給付引当金                 | 64            |
| 土地                     | 4,933         | その他の                    | 105           |
| その他の                   | 9             | <b>負 債 合 計</b>          | <b>14,159</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>24</b>     | 純 資 産 の 部               |               |
| ソフトウェア                 | 22            | <b>株 主 資 本</b>          | <b>22,610</b> |
| その他の                   | 2             | 資 本 金                   | <b>8,571</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>24,195</b> | 資 本 剰 余 金               | <b>6,219</b>  |
| 投資有価証券                 | 1,278         | 資 本 準 備 金               | 6,219         |
| 関係会社株式                 | 22,308        | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>7,930</b>  |
| 関係会社長期貸付金              | 40            | 利 益 準 備 金               | 460           |
| 繰延税金資産                 | 494           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 7,469         |
| その他の                   | 75            | 別 途 積 立 金               | 1,000         |
| 貸倒引当金                  | △1            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,469         |
|                        |               | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△111</b>   |
|                        |               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | <b>1,093</b>  |
|                        |               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △89           |
|                        |               | 土 地 再 評 価 差 額 金         | <b>1,182</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>37,863</b> | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>23,704</b> |
|                        |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>37,863</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額  |              |
|------------------------|------|--------------|
| <b>営 業 収 益</b>         |      | <b>3,783</b> |
| 子会社受取配当金               |      | 3,079        |
| 経営指導料                  |      | 405          |
| 不動産管理収入                |      | 298          |
| <b>営 業 費 用</b>         |      | <b>1,660</b> |
| <b>営 業 利 益</b>         |      | <b>2,122</b> |
| <b>営 業 外 収 益</b>       |      |              |
| 受取配当金                  | 34   |              |
| 為替差益                   | 72   |              |
| その他                    | 9    | 116          |
| <b>営 業 外 費 用</b>       |      |              |
| 支払利息                   | 106  |              |
| 投資事業組合運用損              | 39   |              |
| シンジケートローン手数料           | 111  |              |
| その他                    | 41   | 298          |
| <b>経 常 利 益</b>         |      | <b>1,940</b> |
| <b>特 別 利 益</b>         |      |              |
| 関係会社株式売却益              | 205  | 205          |
| <b>特 別 損 失</b>         |      |              |
| 減損損                    | 71   |              |
| 投資有価証券評価損              | 102  |              |
| 災害による損                 | 90   |              |
| その他                    | 13   | 278          |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |      | <b>1,867</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | △159 |              |
| 法人税等調整額                | △247 | △406         |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |      | <b>2,274</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

三井松島ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 祐二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上田 知範 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

三井松島ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 甲斐 祐二 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 上田 知範 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井松島ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第164期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。なお、事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」に記載のとおり、2020年3月6日開催の取締役会において、第164回定時株主総会の終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続せず廃止することを決議しております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

三井松島ホールディングス株式会社 監査等委員会

|         |        |   |
|---------|--------|---|
| 常勤監査等委員 | 高田 義雄  | ㊟ |
| 常勤監査等委員 | 荒木 隆繁  | ㊟ |
| 監査等委員   | 野田部 哲也 | ㊟ |

(注) 監査等委員荒木隆繁及び野田部哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

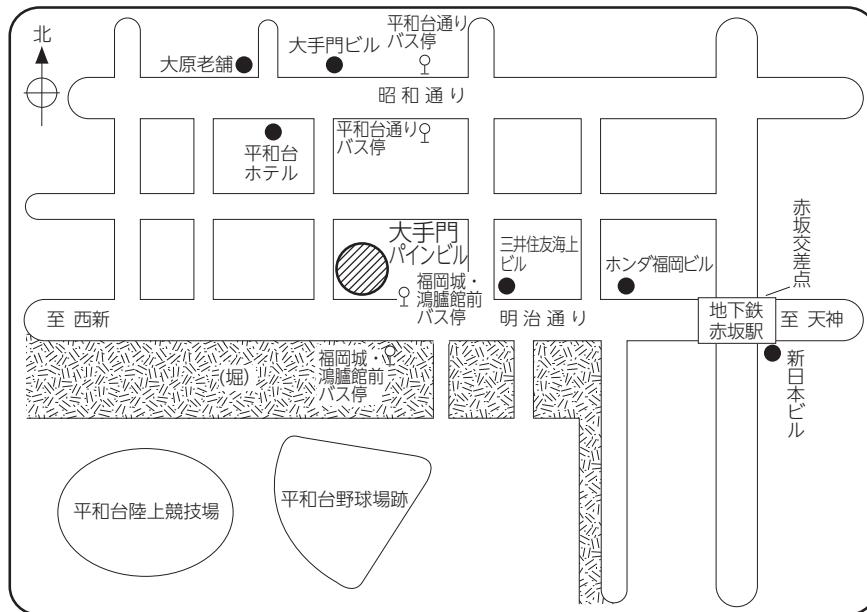
以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市中央区大手門一丁目1番12号  
大手門パインビル 2階 会議室



## 【交通】

- 西鉄バス 福岡城・鴻臚館前下車 徒歩1分  
平和台通り下車 徒歩1分
- 地下鉄 赤坂駅下車 徒歩5分

## 【お願い】

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。